

050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約【現改比較表】 2020年5月30日現在

～2020年6月29日

2020年6月30日～

<p>NTT コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 ビジネスダイヤル着信機能を提供します。</p> <p>第1条～第2条 （略）</p>	<p>NTT コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 ビジネスダイヤル着信機能を提供します。</p> <p>第1条～第2条 （略）</p>
<p>第3条 <u>（契約の単位）</u></p> <p><u>当社は、IP 通信網サービス契約約款に定める 1 の第2種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限ります。以下本契約書において同じとします。）に対して、1 の本機能を提供します。</u></p>	<p>第3条 <u>削除</u></p>
<p>第4条 <u>（契約申込）</u></p> <p><u>契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。</u></p> <p><u>2 本機能の申し込みと同時に第2種ドットフォン契約の申し込みをしたものとします。</u></p>	<p>第4条 <u>削除</u></p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>第5条 <u>(契約申込みの不承諾)</u></p> <p><u>当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>(1) 本機能の提供が技術的に困難と当社が判断したとき</u></p> <p><u>(2) 契約申込者が第4条の契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき</u></p> <p><u>(3) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき</u></p> <p><u>(4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき</u></p> <p><u>2 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</u></p>	<p>第5条 <u>削除</u></p>
<p>第6条 <u>(契約の成立)</u></p> <p><u>本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>
<p>第7条 <u>(契約内容の変更)</u></p> <p><u>契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。</u></p>	<p>第7条 <u>削除</u></p>
<p>第8条～第16条 (略)</p>	<p>第8条～第16条 (略)</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
	<p data-bbox="1122 240 1742 268"><u>附則（令和2年5月28日 A P S 1 第00653965号）</u></p> <p data-bbox="1122 300 1256 327"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1122 359 1749 386"><u>1 この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1122 418 1256 445"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1122 477 2119 564"><u>2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>